

戸田市保育士確保・定着促進事業補助金交付要綱

令和6年3月12日

市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士の処遇の改善を行うことにより、保育士の確保、定着及び離職防止を図るため、予算の範囲内において、保育士確保・定着促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則(平成21年規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「保育所等」とは、市内に所在する児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第4項の認可を受けた法第39条第1項に定める保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園、法第34条の15第2項の規定により認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う事業所をいう。

2 この要綱において「補助対象保育士」とは、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

(1) 保育士資格(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)にて保育士としてみなされる資格を含む。)を有し、保育士として勤務していること。

(2) 1日6時間以上、かつ、月20日以上勤務する者

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次条に規定する補助対象者が設置している保育所等で、雇用している補助対象保育士が継続して当該保育所等で勤務してもらうために実施する次項に規定する事業とする。

2 補助対象保育士へ通常支払われるべき給与及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域

型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）第1条第12号に定める公定価格上の保育士等の処遇改善を目的とした加算によって支払われる給与（以下「給与等」という。）に上乗せして支給する事業であって、次に掲げる要件のいずれをも満たすもの。

- (1) 給与等とは別に、給与等に上乗せして支給されるものであること。
- (2) 補助対象事業によって上乗せ支給された給与等以外の支払水準（賞与等（賞与、手当、一時金等をいう。）を含む。）を低下させていないものであること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う者であって、市内において保育所等を設置しているものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度における補助対象保育士等に支給される給与等とは別に加算された部分とし、他の補助事業の補助対象経費になっているものについては、この補助事業の補助対象経費としない。

（補助金額）

第6条 補助金額は、3万4千円に毎月1日時点で雇用している補助対象保育士の人数を乗じて得た金額とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、戸田市保育士確保・定着促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 勤務台帳
- (2) 補助対象経費の内訳及び支給時期が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期限は、市長が別に定めるものとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは戸田市保育士確

保・定着促進事業補助金交付決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により、補助金を交付することが不相当と認めたときは戸田市保育士確保・定着促進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に対し通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、規則第10条第2項の規定により、補助金の交付決定に際し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、全て補助対象保育士の給与等に乗せして支給すること。
- (2) 補助金により乗せして支給する額は、補助対象保育士1名に対し、3万4千円とすること。

（補助事業の変更）

第10条 第8条の規定により決定通知書を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、決定通知書を受けた後に申請内容を変更しようとするときは、戸田市保育士確保・定着促進事業補助金変更申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 決定を受けた内容を変更することが分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（変更決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、当該変更申請に係る書類の内容を審査し、適切であると認めるときは、戸田市保育士確保・定着促進事業補助金変更決定通知書（第5号様式）により、適切でないと認めるときは戸田市保育士確保・定着促進事業補助金変更却下通知書（第6号様式）により当該補助事業者に対し通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業を完了したときは、速やかに戸田市保育士確保・定着促進事業補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 勤務台帳
- (2) 補助対象経費の内訳及び支給時期が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、当該報告に

係る書類の内容を審査し、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、戸田市保育士確保・定着促進事業補助金確定通知書（第8号様式）により補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第14条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、戸田市保育士確保・定着促進事業補助金交付請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払）

第15条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助金の額の確定前に補助金の交付を受けようとする補助事業者は、市長が別に定める期日までに、戸田市保育士確保・定着促進事業補助金交付請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 戸田市保育士確保・定着促進事業補助金交付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月12日から施行し、令和6年3月1日から適用する。

附 則（令和6年3月29日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日）

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に印刷されている改正前の様式については、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

第1号様式(第7条関係)

戸田市保育士確保・定着促進事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

申請者

所在地

名称

代表者氏名

戸田市保育士確保・定着促進事業補助金の交付を受けたいので、戸田市保育士確保・定着促進事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 保育所等の名称

2 補助金交付申請額

金 _____ 円

3 補助対象事業の開始日及び完了予定日

開始日： 年 月 日

完了予定日： 年 月 日

4 添付書類

- (1) 勤務台帳
- (2) 補助対象経費の内訳及び支給時期が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式(第8条関係)

交付第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市保育士確保・定着促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、戸田市保育士確保・定着促進事業補助金については、下記のとおり決定したので、戸田市保育士確保・定着促進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 _____ 円

2 支払方法

3 交付条件

- (1) 補助金は、全て補助対象保育士の給与等に乗せして支給すること。
- (2) 補助金により乗せして支給する額は、補助対象保育士1名に対し3万4千円とすること。

第3号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市保育士確保・定着促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、戸田市保育士確保・定着促進事業補助金については、下記の理由により不交付と決定したので、戸田市保育士確保・定着促進事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

理由

第 4 号様式(第 10 条関係)

戸田市保育士確保・定着促進事業補助金変更申請書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

申請者

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け交付第 号で交付決定を受けた戸田市保育士確保・定着促進事業補助金について、下記のとおり変更が生じたので、戸田市保育士確保・定着促進事業補助金交付要綱第 10 条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 保育所等の名称

2 変更後の交付申請額

金 _____ 円

3 変更内容及びその理由(該当する項目の□に✓を記入してください。)

補助対象となる保育士の追加及び削除

その他(_____)

4 添付書類

(1) 決定を受けた内容を変更することが分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

第 5 号様式(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市保育士確保・定着促進事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで変更申請のありました、戸田市保育士確保・定着促進事業補助金については、下記のとおり決定したので、戸田市保育士確保・定着促進事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

- 1 変更交付決定額 金 _____ 円
- 2 支払方法
- 3 交付条件
 - (1) 補助金は、全て補助対象保育士の給与等に乗せして支給すること。
 - (2) 補助金により乗せして支給する額は、補助対象保育士1名に対し3万4千円とすること。

第 6 号様式(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市保育士確保・定着促進事業補助金変更却下通知書

年 月 日付けで変更申請のありました、戸田市保育士確保・定着促進事業補助金については、下記の理由により却下と決定したので、戸田市保育士確保・定着促進事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

理由

第7号様式(第12条関係)

戸田市保育士確保・定着促進事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

申請者

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け交付第 号で交付決定を受けた戸田市保育士確保・定着促進事業補助金について、戸田市保育士確保・定着促進事業が完了したので、戸田市保育士確保・定着促進事業補助金交付要綱第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

1 保育所等の名称

2 補助金の交付決定額 金 _____ 円

3 補助金の既交付額 金 _____ 円

4 補助対象経費 金 _____ 円

5 補助対象事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 添付書類

- (1) 勤務台帳
- (2) 補助対象経費の内訳及び支給時期が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 8 号様式(第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市保育士確保・定着促進事業補助金確定通知書

年 月 日付け交付第 号で交付決定をした戸田市保育士確保・定着促進事業補助金については、年 月 日付けで提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおりその額が確定したので、戸田市保育士確保・定着促進事業補助金交付要綱第 13 条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|-------------|---|-------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 金 | _____ | 円 |
| 2 補助金の交付確定額 | 金 | _____ | 円 |
| 3 差 額 | 金 | _____ | 円 |
- (交付決定額－交付確定額)

第 9 号様式(第 14 条、第 15 条関係)

戸田市保育士確保・定着促進事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)
戸田市長

申請者
所在地
名称
代表者氏名

戸田市保育士確保・定着促進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 保育所等の名称

2 補助金の交付確定額(補助金の交付決定額)

金 _____ 円

3 補助金の既交付額

年 月 日交付 金 _____ 円

4 交付請求額

金 _____ 円

5 振込先

金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

6 添付書類(概算払のときのみ)

- (1) 戸田市保育士確保・定着促進事業補助金交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

- 第 1 号様式 (第 7 条関係)
- 第 2 号様式 (第 8 条関係)
- 第 3 号様式 (第 8 条関係)
- 第 4 号様式 (第 1 0 条関係)
- 第 5 号様式 (第 1 1 条関係)
- 第 6 号様式 (第 1 1 条関係)
- 第 7 号様式 (第 1 2 条関係)
- 第 8 号様式 (第 1 3 条関係)
- 第 9 号様式 (第 1 4 条、第 1 5 条関係)